

青森県報

第三千五百五十二号

平成二十四年
六月十五日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	… 一
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………	(同)	… 二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課)	… 二
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課)	… 二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(同)	… 三
除雪車両の交換に係る一般競争入札……………	(会計管理課)	… 三
右 同……………	(同)	… 四
出先機関		
土地改良区の役員の退任……………	(東青地域)	… 六
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(下北地域)	… 六
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………	(事務局)	… 七
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………	(同)	… 七
病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び		

告 示

保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院 老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正 (同) ……七

青森県告示第五百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	廃止年月日
黒石市福祉公社	黒石市大字前町一八の一	さわやか訪問看護ステーション	黒石市大字前町一八の一	平成二六・三・三

青森県告示第五百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指定年月日

社会福祉法人 黒石市社会福 祉協議会	黒石市大字内町 六一の一	さわやか訪問 看護ステーション	黒石市大字乙大工 町三の一	平成 二六・四・一
--------------------------	-----------------	--------------------	------------------	--------------

青森県告示第五百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前 変更後	区分		名称	所在地	変更 年月日
	名称	事業所			
社会福祉法人黒石市社会福祉協議会	名称	事業所	さわやか訪問看護ステーション	黒石市大字乙大工町三の一	平成 三三・三・一
	主たる事務所の所在地		黒石市大字内町六一の一		

青森県告示第五百三三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五十二条の四の規定により公示する。

平成二十四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
----------------	---	---	---	---

下北郡佐井村大字佐井字糠森九六の三 松谷 喜久男 下北郡佐井村大字佐井字糠森一一七 福田 栄一	佐井村第五区域 同組合の地区 のうち大字 佐井字糠森、 大字佐井、字 大佐井及び字 矢越の区域	主として底建網 漁業
--	---	---------------

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森なんぶの達者村
代表者の氏名
田中 久子
- 三 主たる事務所の所在地
三戸郡南部町大字平字広場三六
- 四 定款に記載された目的
この法人は、町内団体や住民及び町外からの来訪者等に対して、総合的な地域コーディネートに基づくグリーン・ツーリズム総合事業、農商工連携・六次産業化事業、まちづくり中間支援等に関する事業を行い、地域課題の解決及び資源活用による地域活性化に資することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はちのへ未来ネット

三 代表者の氏名

平間 恵美

四 主たる事務所の所在地

八戸市小中野五丁目二の五大町マンション四〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び近隣地域の住民を対象として、次世代育成に関する事業を行い、もって地域社会の福利増進に寄与することを目的とする。

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台

二 納入期限

平成二十五年一月十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

（一）入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年七月十一日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じた内容の変更等を求められた場合に

は、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇五

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十四年七月二十六日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年

三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Two (2) Snow Removal Motor Graders (Blade length 4.0 meters class)

2 Time limit for tender:

26 July, 2012 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division
Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN

TEL 017-734-9105

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

1 ローターリ除雪車（除雪幅二・六メートル、二二〇キロワット級） 一台

2 ローターリ除雪車（除雪幅二・六メートル、一八〇キロワット級） 二台

二 納入期限

1 平成二十五年一月十日

2 平成二十五年三月十一日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づき知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年七月十一日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇五

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十四年七月二十六日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① One (1) Rotary Snow Plow (2.6 meter blade length, 220 kilowatt-class)
- ② Two (2) Rotary Snow Plows (2.6 meter blade length, 180 kilowatt-class)

2 Time limit for tender:

26 July, 2012 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact point for the notice:

Account Management Division
 Accounting Bureau
 Aomori Prefectural Government
 1-1-1 Nagashima
 Aomori City, Aomori 030-8570
 JAPAN
 TEL 017-734-9105

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、青森北部土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月十五日

東青地域県民局長 北山 功三

役員の内任の区別	氏名	住 所	内任の年月日
監事	工藤 敏男	青森市大字後瀧字大原二の一	平成二十四・三・四

土地改良区の役員の内任及び内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、むつ山辺沢土地改良区から、次のとおり役員の内任及び内任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月十五日

下北地域県民局長 長津 秀二

役員別の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事 白井 二郎	むつ市横迎町一丁目五の六	平成二四・五・一九就任
監事 高阪 繁	金曲二丁目六の八	"
監事 高阪 繁	"	二四・四・三退任
監事 白井 二郎	横迎町一丁目五の六	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年六月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九十号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日出
自由民主党三戸町支部	主たる事務所の所在地	三戸郡三戸町大字貝守字村ノ上二六の一	三戸郡三戸町大字斗内字清水田一一四	平成二四・五・二
代表者	代表者	沼辺 義雄	沢田 末也	
会計責任者	代表者	沼辺 義雄	沢田 末也	

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日出
見崎清後援会	代表者	福島 圭一	柴田 鶴雄	平成二四・五・七
一戸ふみお後援会	主たる事務所の所在地	青森市本町一丁目三の九	青森市栄町一丁目二の四	二四・五・九

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年六月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
脱原子力社会の実現をめざす会	平成二四・五・七	平成二四・五・七
政経調査会フォーラム21	二四・四・三〇	二四・五・八
まつもり俊逸を励ます会	二四・四・三〇	二四・五・八
りんごオフィスいたやなぎ	二四・四・三〇	二四・五・八

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

二の表中

外ヶ浜荘	大字奥内字宮田二六四の二	を
外ヶ浜荘	大字奥内字宮田二六四の二	に、
特別養護老人ホームつるがさか	鶴ヶ坂字田川一八七の九四	を
特別養護老人ホームハピネス やくら	大字榎引字下矢倉二二の二	に、
特別養護老人ホームハピネス やくら	大字八幡字下樋田一の二	を
いなほ荘	西白山台一丁目一四の二二	に改める
なのはな苑	横浜町字三保野五四	を
なのはな苑	横浜町字三保野五四	に改める
有料老人ホームよこはま	横浜町字上イタヤノ木四三八の七	に改める

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭